

▼『緑の循環』認証会議平成23年度臨時理事会・評議会議事（解散理事会・評議会）

平成23年度 臨時 理事会・評議会

日 時 平成23年12月14日（水）13時30分～

場 所 永田町ビル（社）日本治山治水協会 会議室

（東京都千代田区永田町2-4-3 永田町ビル4階）

理事会・評議会 議事の抜粋

標記の理事会・評議会において下記の通り議案（抜粋）が提案され、原案の通り、承認・議決された。

理事会・評議会 議事（1）

平成23年度事業報告（平成23年04月1日から平成23年11月23日）

SGEC認証制度は、平成15年06月に創設し、約8年が経過したが、その現状は、基礎的な制度基盤を整備する段階から、その目的とする持続可能な森林経営の普及・定着を目指し、全国展開を推進する段階を迎えている。

SGECが、今後、一層、我が国に相応しい認証制度として発展していくためには、従来以上に国際性を持った公平、公正、公開を原則とした制度として、その完成度を高めることが緊要である。

このような状況のもと、平成23年09月08日開催の理事会・評議会において、SGEC認証制度について、平成20年度以来実施してきた制度の見直し・検討作業の結果を踏まえ、SGEC組織の一般社団法人化を決議するとともに全国展開に即応したSGEC認証制度の構築に向けた見直し（案）を策定した。

なお、このSGEC認証制度見直し（案）を策定する過程においては、広く関係機関や識者の意見を聞くことはもとより、SGEC専門部会において各方面から寄せられた意見を検証・検討を進めるとともに、平成23年07月20日にはSGEC認証制度に関する意見交換会を開催し、また、平成23年10月にはパブリックコメントを実施するなど広くステークホルダーの意見を聴く機会を設け、幅広い角度からの意見交換に努めた。

一方、今後の制度普及戦略としては、森林管理認証面積の拡大と併せて、COC管理事業体の拡大・充実の促進によって認証材の安定的な供給システムを確立し、市民・消費者に認証材製品・住宅等の選択的購買の機会を提供することが緊要である。

このため、全国で認証材ネットワークの構築に向けて活躍している方々、木材の加工・

流通の専門家、市民・消費者の方々の参画を得て、認証材ネットワークの活性化を目指したフォーラムを開催し活発な意見交換を行った。

また、各種団体等が開催するセミナー、会議等へ積極的に出席・参加しSGEC制度の普及に努めた。

#### 理事会・評議会 議事（４）

##### 『緑の循環』認証会議の解散

SGEC認証制度の普及・拡大に伴い、認証事業をより一層公正・公平に運営する観点から、同制度を管理する組織の国内法上の位置づけを明確にするため法人化を図ることとし、『緑の循環』認証会議の認証事業を引き継ぐ一般社団法人を設立し、現行の任意団体である同会議を同会議規則第26条に基づき解散する。

（第26条 本会議の解散及び残余財産の処分は、理事会及び評議会それぞれにおいて4分の3以上の同意を得て、会長が決定する。）

#### 理事会・評議会 議事（５）

##### 一般社団法人緑の循環認証会議の設立の承認

平成23年11月24日付で一般社団法人緑の循環認証会議定款（別冊）により、一般社団法人緑の循環認証会議を設立した。

#### 理事会・評議会 議事（６）

『緑の循環』認証会議の認証事業及び財産の一般社団法人緑の循環認証会議への引継について

『緑の循環』認証会議の認証事業及び財産を平成23年11月24日付で設立した一般社団法人緑の循環認証会議に引き継ぐこととする。